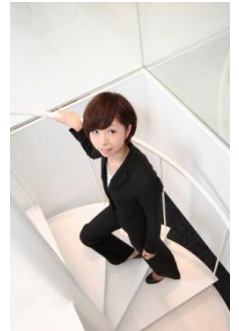


## キャリアアップ助成金（処遇改善コース） 職務評価加算をご存じですか？

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者に、正規雇用への転換、人材育成等のキャリアアップを促進する取り組みを実施した事業主を助成する制度です。

この助成金のうち、「処遇改善コース」は、すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル（基本給を決める際の単価表）を改訂し、増額させた場合に助成するものです。

このコースにおいて、処遇改善に当たって「職務評価」を活用した場合は、職務評価加算を受けることができます。



### キャリアアップ助成金（処遇改善コース）の概要

要件	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改訂し、3%以上（※）増加させた場合に助成 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は2%以上の増加でOK
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、①の額を支給</li> <li>職務評価の手法を活用する場合は、②の額を加算</li> </ul> <p>① 1人当たり1万円（大企業7,500円） 注：1年度・1事業所100人まで</p> <p>② 1事業所当たり10万円（大企業7万5,000円）（※） ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、1事業所当たり20万円（大企業15万円）と助成額が2倍！ 注：1年度・1事業所1回まで</p>

#### ＜職務評価とは＞

職務の大きさ（業務内容・責任の程度）を比較し、その職務に従事する労働者の処遇が、職務の大きさに応じたものとなっているかどうか、現状を把握することをいいます。

職務評価の手法については、厚生労働省において「単純比較法」、「分類法」、「要素比較法」、「要素別点数法」を紹介していますが、どの手法を用いてもよいこととされています。

なお、「単純比較法」と「分類法」による職務評価の手法を使う場合、職務分析（職務に関する情報を収集・整理し、職務の内容を明確にすること）を行うことが必要です。

注：職務評価は、個々の労働者の仕事ぶりや能力を評価（人事評価・能力評価）するものとは異なります

職務分析や職務評価については、改正パートタイム労働法の施行を控え、厚生労働省が力をいれてその実施を奨励しているところです。非正規雇用の労働者の処遇を見直し、戦力化することが、企業にとって重要と判断しているからでしょう。

「職務評価」の手法を含め、細かな受給要件については、いつでもお尋ねください。

## 厚生年金未加入企業への指導が強化されます

### 「加入逃れ」の防止

政府は、厚生年金保険の加入逃れを防ぐため、国税庁が持つ企業の納付情報から未加入企業を割り出し、指導を強化することを決めました。来春にも着手するとしています。

厚生年金の未加入問題とは？

厚生年金は、正社員や一定以上の労働時間（正社員の労働時間の概ね4分の3以上）があるパート従業員やアルバイトが強制加入となり、事業主は加入を義務付けられています。

しかし、従業員と折半となる保険料の負担を逃れようと届出をしない企業があり、問題となつていっています。

特に、パート・アルバイトを多く使用している企業の場合、ルール通りに加入させると

保険料負担が過大なものとなり、企業経営を圧迫するという事情があります。

ただ、企業が厚生年金に未加入の場合、従業員は保険料が全額自己負担の国民年金に加入するほかなく、厚生年金と比べ将来もらえる年金額も減ってしまいます。

これまで何が違うの？  
「国税庁が保有するデータを使って、未加入企業を割り出す」ということです。

これまで、厚生労働省は法人登記されている約4百50万社の中から未加入企業の調査をすすめてきましたが、中には倒産していたり、休眠状態だったりする例も多くあることから、特定作業はスムーズにいきませんでした。

しかし、国税庁が保有するデータは「税金を納めている」実際に企業活動をしているという点になり、特定作業が容易になるのです。

### 厚生年金保険料が9月分（10月納付分）から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの17.120%から0.354%引き上げられ、「17.474%」となります。この保険料率は「平成26年9月分（10月納付分）から平成27年8月分（9月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。なお、健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません。

## 個人情報保護研修

日時：8月18日（月）  
参加者：社会福祉法人若宮福祉会  
東青葉保育園職員  
講師：上田 正順



ベネッセの個人情報漏洩事件が連日ニュースで流れ、保育園において個人情報がいかに重要なものかを職員の方へ知っていただくため、個人情報保護研修を行いました。

まず、個人情報漏洩事件が毎日起こっているという現実を知ってもらい、その中には「子どもたちの個人情報の入ったUSBの紛失」「車上荒らし被害で、園児の名簿が盗難」など、保育園勤務の職員に起こりうるものも数多く含まれていることとお話ししました。「紛失」といううっかりミスのようなことでさえ、個人情報が入っているものであれば漏洩になり届出を行わなければならないことを知っていただけたかと思います。

こちらの園では、USBは個人の私物ではなく保育園所有のものを使用し、パスワードをかけるなど対策も施されていました。

しかし、保育園だけで対策を行うのではなく、このような個人情報保護研修を実施し、職員にも周知していただく機会を設けること、教育・訓練し、個人情報を保護するための手順を確実に身につけていただくことも重要となります。

職員が入職時に提出書類として記入する誓約書も、この先業務上共有していくであろう個人情報について守秘義務を法人と約束をしていること、これは退職後も同じであることをお話しし、防止策セルフチェックシートを使用して自分自身で何度も振り返りをしていただくをお願いいたしました。

一職員が個人情報保護について考える機会はなかなかありませんが、その一職員に適切な扱いをしてもらわなければ、個人情報を守ることは不可能です。この研修を受けて、ご自身での防止策をとって勤務に励んでいただきたいと思います。（担当：倉田）

## 8月1日より失業給付の支給額が変わりました

### 2013年より若干の引下げ

離職者に支給される雇用保険の失業手当の額は、毎年、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減によって毎年8月1日にその額が変更されますが、2014年度は、2013年度の平均定期給与額が前年比で約0.2%減少したことから、全体に若干の引下げとなりました。

### 変更後の支給額

失業手当の日額は年齢に応じて上限額が定められており、下限額は全年齢共通で定められています。

上限額は、29歳以下の方は6,390円（15円減額）、30～44歳の方は7,100円（15円減額）、45～59歳の方は7,805円（25円減額）、60～64歳の方は6,709円（14円減額）となっています。

下限額は、1,840円（8円減額）です。

なお、実際に支給される日額は、離職時の賃金日額に50～80%の給付率を掛けて算出されます。

失業手当は、失業認定期間（28日）中に自己の労働による収入がある場合、収入を得た日については減額支給されることとなりますが、この控除額も1,286円（3円減額）と、引き下げられています。

### 就業促進手当の上限額も引下げ

再就職手当・常用就職支度手当の算定における失業手当の日額の上限額は、59歳以下の方は5,825円（15円減額）、60～64歳の方は4,720円（9円減額）となります。

就業手当の1日当たり支給額の上限額は、59歳以下の方は1,747円（5円減額）、60～64歳の方は1,416円（2円減額）となります。

### 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額も引下げ

高年齢雇用継続給付の支給額は、60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の61%以下に低下した場合は各月の賃金の15%相当額、60歳時点の賃金の61%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて各月の賃金の15%相当額未満の額となり、支給限度額を超えて賃金が支給された場合には支給されません。

この支給限度額が、340,761円（781円減額）となっています。



## 藤崎八幡宮例大祭（9月13日～21日）



藤崎八幡宮の例大祭は、熊本県内最大級のお祭りとして知られます。御神輿とそのお供をする甲冑姿の随兵などの行列が延々と街を練り歩き、豪華絵巻が展開されます。新町獅子舞や町鉦、子どもみこしが道中を賑わすほか、飾り馬や勢子の「馬追い」などが行われます。あでやかな祭り化粧や個性豊かな勢子のハッピー姿も見どころです。

**BrainStar**  
株式会社 ブレインスター  
代表取締役 上田 正順  
〒862-0949 熊本市中央区国府1-13-5 2F  
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065  
URL:<http://brainstar.jp>

第 42 回中央最低賃金審議会において、平成 26 年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

## 地域別最低賃金額改定にかかる目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額の表示については、平成 14 年度以降時間額のみで示すこととなっています。



## 平成 26 年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県を A～D の 4 ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランク	引上げ額	都道府県
A	19 円	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	15 円	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	14 円	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	13 円	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

注：最低賃金が生活保護水準を下回る逆転現象の状況

現在、5 都道府県（北海道、宮城県、東京都、兵庫県、広島県）で、最低賃金が生活保護水準を下回っていますが、今回の目安どおりに引き上げが実施されると、全都道府県において、最低賃金が生活保護水準を上回るようになります。

本年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 16 円です（目安段階で見ると、時給で表示されるようになった平成 14 年度以降で最大の増加幅）。今後は、各地方最低賃金審議会でも、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることになります。

正式に決定された折には、各都道府県の地域別最低賃金の一覧表をご紹介します。

## 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

昨今、人手不足に頭を悩ませているという企業も多いのではないのでしょうか。

人を採るために仕方なく時給を上げざるを得ないという場合もあるでしょう。そんなときにお勧めの助成金をご紹介します。

### 中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

この助成金は、中小企業・小規模事業者を支援する目的で設けられているもので、下記の 2 条件を満たした場合に助成金が支給されます。

#### 【支給要件】

- ① 最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金で 40 円以上引き上げる賃金引上計画を策定し、引上げを実施すること（ただし、助成金申請時に 800 円未満の時間給等の労働者を使用している必要あり）
- ② 労働者の意見を聴取のうえ、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施すること

#### 【助成額】

業務改善の経費の 2 分の 1（企業規模 30 人以下の小規模事業者は 4 分の 3）

※下限 5 万円、上限 100 万円

### 平成 25 年度の地域別最低賃金（参考）

地域別最低賃金で時給 800 円を超えている都道府県は、東京都（869 円）、神奈川県（868 円）、大阪府（819 円）の 3 都道府県しかありません。

他の都道府県では、例えば、北海道 734 円、宮城県 696 円、埼玉県 785 円、千葉県 777 円、新潟県 701 円、愛知県 780 円、広島県 733 円、高知県 664 円、福岡県 712 円、沖縄県 664 円となっています。

### 該当企業は多い？

本助成金の支給要件の 1 つに「800 円未満の時間給等の労働者を使用している」とあります。上記地域別最低賃金からわかるように、支給要件に該当する企業も多いと思われます。ぜひ申請を検討してみてくださいはいかがでしょうか？

# 「労働災害のない職場づくり」に向けた緊急対策

## 増加する労災死亡事故

厚生労働省が「平成26年上半期の労働災害発生状況」を発表し、死亡者数が約4百50人（対前年比約70人、約20%増）、休業4日以上（対前年比約70人、約20%増）の死者数が約4万7千3百人（同約1千6百人、約4%増）となり、昨年から大幅に増加したことが明らかになりました。

同省では死亡者の大幅増加を受け、「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施するようです。

## 緊急対策の内容

緊急対策の柱としては、以下の2点となります。

① 業界団体などに対する労災防止に向けた緊急要請

■ 産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検の要請

経済活動の一層の活発化が見込まれる中で労災の増加が懸念されることから、産業界全体（約2百50団体）に対し、企業の安全衛生活動の総点検と労使・関係者が一体となった労災防止活動の実施を要請

■ 労災が増加傾向にある業種に対する具体的な取組みの要請

特に労災が増加している業種（製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店）に対しては、労災防止のための具体的な取組内容を示し、その確実な実施を要請

② 都道府県労働局、労働基準監督署による指導の内容

都道府県労働局と労働基準監督署において、労働災害防止団体などと連携した安全パトロールを実施するほか、事業場が自ら実施した安全点検の結果などを踏まえた指導などを実施

## 労災発生状況のポイント

全産業における死亡者数（約4百50人）を業種別に見ると、建設業（約百60人）、第三次産業（約百人）、製造業（約80人）、陸上貨物運送事業（約60人）の順で災害が多発していたようです。

建設業では、屋根、足場、はしご、脚立などからの「墜落・転落」と、建設機械などに「はさまれ・巻き込まれ」による死亡者が大幅に増加し、陸上貨物運送事業では、荷積み、荷下ろし時のトラックからの墜落をはじめとした「墜落・転落」の死傷災害が増加、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）では、転倒や無理な動作による腰痛などが増加していたようです。

これらの増加要因として、同省は「景気回復で企業活動が活発になる中、人手不足で現場に経験の浅い労働者が増え、事故につながっている」としています。

今後、対象の業種には、自主点検票の送付や研修会の開催などの取組みの強化がなされていくようです。

# 自己紹介

## 猿渡 佳緒梨

血液型：B型  
星座：かに座



7月末よりお世話になることになりました猿渡と申します。

“さるわたし”と読みます。前職は営業職を10年超経験し、今回初めての事務業務をさせていただいております。主に給与計算や社会保険、雇用保険の手続き業務を担当しています。優しい先輩方に指導していただき、毎日学ぶことばかりです。皆様のお役にたてるよう努力してまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



## 松永 友香

血液型：A型  
星座：水瓶座

はじめまして。7月からお世話になることになりました松永です。久しぶりに働くことになり、毎日時間があっという間に過ぎていきます。早く仕事に慣れようといま頑張っているところです。皆様の中には、お電話でお話しする機会のある方もいらっしゃると思います。どうぞ宜しくお願い致します。

ブレインスターに新しい仲間が加わりました



## お仕事カレンダー

9/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告
- 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告